

大和市監査委員告示第21号

令和2年4月27日付け大和市監査委員告示第15号をもって公表した政策部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月29日

大和市監査委員 木原 英和

大和市監査委員 鳥 淵 優

監査の結果	措置の内容
<p>(政策総務課) 収入調定に関する事務において、調定金額を誤り、その修正が遅延しているものがあった。</p>	<p>(政策総務課) 調定書の作成に当たっては、担当者と係長で内容の確認を行うことを徹底し、決定通知の合議を行う際には、一連の歳入差し引き簿を添付する運用としました。</p>